

30医務第367号
平成30年5月21日

岡 崎 市 長 殿

愛知県健康福祉部保健医療局長
(公 印 省 略)

身元保証人等がいらないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて（通知）

このことについて、平成30年4月27日付け医政医発0427第2号で
厚生労働省医政局医事課長から別添のとおり通知がありましたので、御承知
おきください。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会及び一般
社団法人愛知県医療法人協会には、別に通知しております。

担当 医務課 医務グループ（鈴木）
電話 052-954-6274(ダイヤル)
FAX 052-954-6918

担当 医務課 医療指導グループ（大高）
電話 052-954-6275(ダイヤル)
FAX 052-954-6918



医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。